

セクシュアルハラスメントのない快適な学校づくりをめざして

これからは

男女共同参画社会

—平成11年6月23日、男女共同参画社会基本法が公布・施行されました—

■男女共同参画社会とは……

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

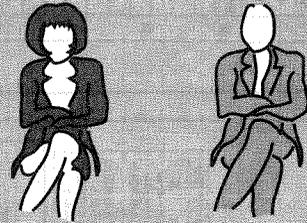
「男は仕事、女は家庭」とか、「男性なんだから、女性なんだから」と、性別によって役割や行動を決めつけていませんか？

見直してみませんか。あなたの周りから



(女性教員のつぶやき)

- 仕事を続けたいのに、家事も育児も女性の役割。夫はあくまで「協力者」。なぜ女性だけが仕事と家事の両立に悩まなければならないの。
- 女性だからって推用を頼まれるなんておかしいわね。



(男性教員のつぶやき)

- 男性が家庭の用事で仕事を休んだり付き合いを断るのには勇気がいる。本当は男性だって家庭も大事なんだけどな。
- 転任・単身赴任って軽くいわれるけど、男性だって家庭責任があるんだぜ。



より良いパートナーシップで豊かな社会を

今必要なのは、性別にとらわれることなく、一人一人の個性や能力を十分に発揮できる社会、女性も男性も共に、真に対等なパートナーとして、家庭(家事・育児・介護等)、職場、地域社会等あらゆる分野で喜びも責任も分かち合える社会です。

- ◆ 少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現は最重要課題だと位置付けられています。
- ◆ 県では、今後男女共同参画社会基本法に基づく「男女共同参画計画」を策定する予定にしています。
- ◆ 教育行政のあらゆる分野で男女共同参画の視点から施策を実施していくことが、今後より一層必要になります。
- ◆ 教育現場ではもちろんのこと、職場や地域での慣行、慣例等ももう一度この視点で見直してみませんか。

(社会部女性課)